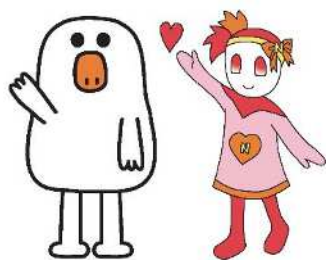


# さいたま市 障害者総合支援計画（抜粋）

2024～2026（令和6～8年度）

誰もが権利の主体として、  
安心して地域で生活できる社会の実現を目指して

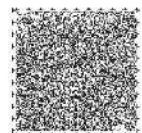


「ノーマくん」

「ライちゃん」

さいたま市ノーマライゼーション条例 PRキャラクター

令和6年2月  
さいたま市



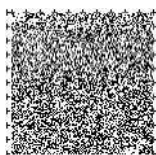
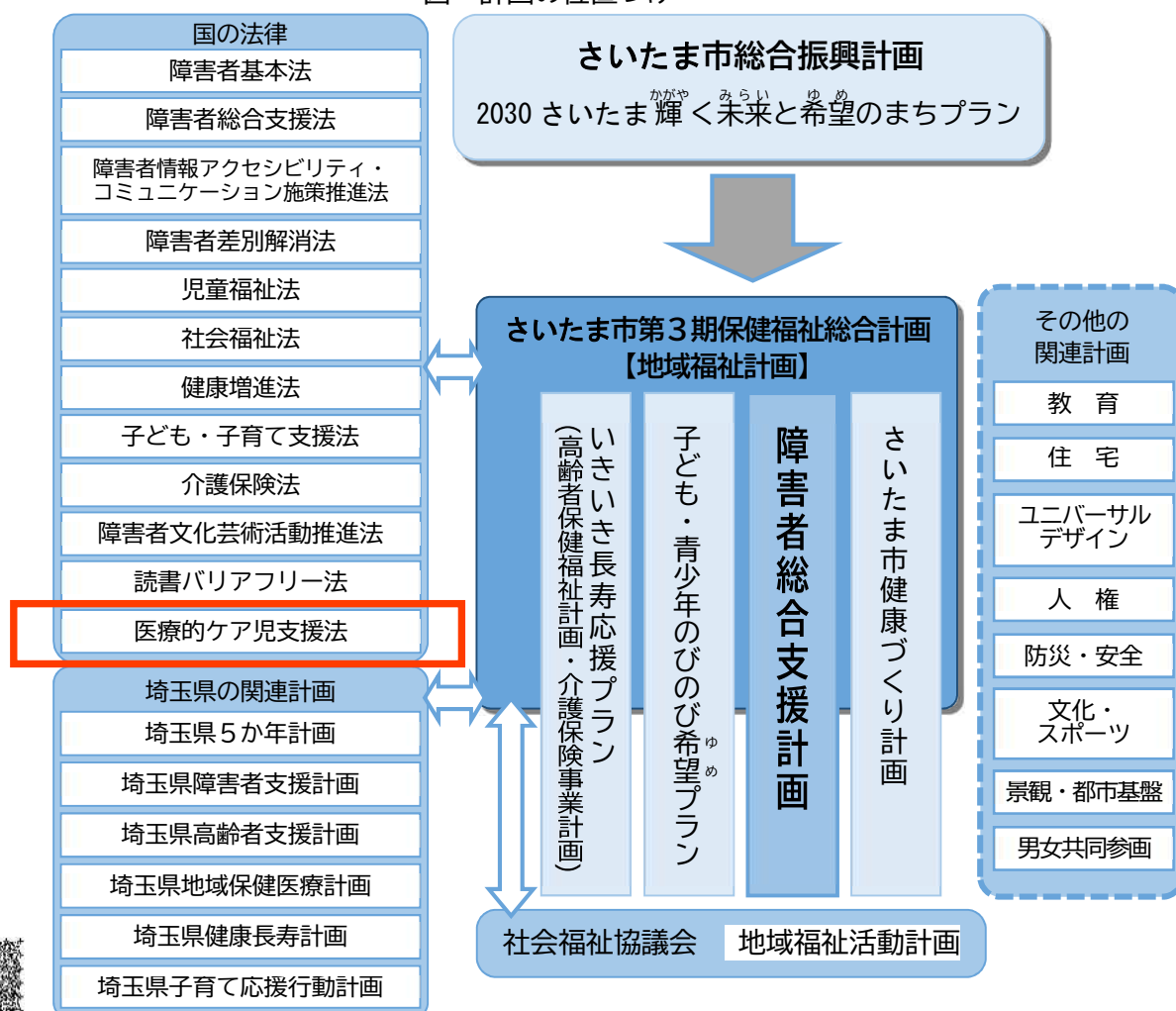
## (2) 計画の位置づけ

本計画は、市の上位計画である「さいたま市総合振興計画」の下に、「さいたま市保健福祉総合計画」の障害者福祉分野に関する部門別計画として位置づけるものです。

また、この計画は、障害者基本法の規定に基づく「市町村障害者計画」であると同時に、障害者総合支援法の規定に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、さらに、「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）に基づく施策を推進するための計画といった4つの位置づけを持つ計画を一体的に策定するものです。

加えて、令和4(2022)年5月に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）第9条第1項において、市町村障害者計画を策定し又は変更する場合には、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする、と定められています。

図 計画の位置づけ



## 基本施策（1）防災対策の推進

コード：4100

これまでに起こった大規模な地震や風水害、感染症等の健康危機などにおける経験と教訓を踏まえ、災害時等において障害者に対し、必要な情報や適切な支援が提供できるよう、SNSなどの様々な媒体を活用した迅速な情報提供や避難所の整備など各種取組を進めます。

また、地域における防災対策の推進を図るため、災害時において要配慮者となる障害者等に対し必要な支援や配慮を行えるようにするために策定した「災害時要配慮者支援マニュアル」や、自治会・自主防災組織や民生委員による避難行動要支援者名簿の活用を図るほか、障害者が参加できる防災訓練を実施します。

## 実施事業

## ★☆☆① 防災知識等の普及・啓発

コード：4101

＜防災課、障害政策課、福祉総務課＞

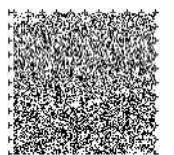
災害時における要配慮者である障害者に必要な支援や配慮について、さいたま市災害時要配慮者支援マニュアルにより、支援者や地域住民への周知を図ります。

また、障害特性に配慮した媒体を含む防災ガイドブックを全戸配布し、避難行動要支援者が必要とする援助の内容が分かる防災・緊急時安心カードの普及や、災害時における食料や水、必要な装具等の備蓄をよびかけるとともに、家具の転倒防止や緊急避難場所・避難所の把握、近隣住民とのコミュニケーションといった災害に対する事前準備をよびかけることで、地域における住民、障害者やその家族の防災意識の向上を図ります。

さらに、多数の障害者等が利用する社会福祉施設における防災計画等の作成の中で、物資の備蓄等も含めた防災対策への協力を促します。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
浸水想定区域における障害者支援施設等の避難確保 計画策定率 【97%】	100%	100%	100%

総合振興計画関連事業：10-1-2-01



★☆☆② 要配慮者の避難支援対策の推進

コード：4102

≪防災課、福祉総務課≫

要配慮者が安心して避難所へ避難できるようにするために、専門的なケアが必要な要配慮者を受け入れる福祉避難所の拡大を図るとともに、開設訓練を実施するなど、福祉避難所の機能を強化します。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
福祉避難所開設訓練の実施回数 【24回】	25回	24回	25回

総合振興計画関連事業：10-1-2-05

★☆☆③ 避難行動要支援者名簿の活用

コード：4103

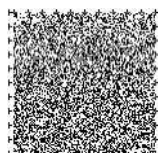
≪防災課、障害福祉課、福祉総務課≫

避難行動要支援者である障害者の状況を把握し、災害時における地域での障害者支援を推進するため、地域防災計画に基づき避難行動要支援者名簿を、自主防災組織、自治会、民生委員に提供します。併せて名簿を新規で渡す際に同封する案内の見直しを適宜行うとともに、名簿を活用した訓練を実施するなど、より一層名簿の活用を促進します。

また、自主防災組織、自治会及び民生委員による、避難行動要支援者の避難先、避難経路、手段等をまとめた個別避難支援プランの作成を推進します。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
避難行動要支援者名簿を活用した訓練を実施した自主防災組織数 【544組織※】 ※市内自主防災組織数：792組織（令和4年度末時点）	640組織	700組織	700組織

総合振興計画関連事業：10-1-2-04



★☆☆④ 災害時等における確実な情報の発信

コード：4104

≪防災課≫

災害時等における情報伝達にあたり、障害の特性に応じ多様な情報収集手段を確保するため、また、障害者の避難誘導を支援する市民等への適切な情報伝達を行うため、防災行政無線放送やテレビといった手段に加え、メールや**防災アプリ**、災害時防災情報電話サービス等のICTを活用した情報伝達システムを整備し、適切に運用します。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
防災行政無線メール、災害時防災情報電話サービス事業等、避難情報を受領できるサービス登録者数【累計登録者数 45,410件】	57,000件	64,000件	-
防災アプリ累計登録件数【累計登録件数 19,375件】	35,000件	40,000件	-

総合振興計画関連事業：10-1-2-01

★☆☆⑤ 防災訓練への障害者の参加

コード：4105

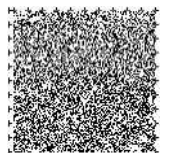
≪障害福祉課、防災課≫

市総合防災訓練及び各区の避難所運営訓練において、誰もが参加できる防災訓練を実施し、地域全体による災害時の体制整備に努めます。

また、それぞれの防災訓練において、地域に住んでいる障害者の参加を促し、障害者自身が災害時の避難行動等の理解を深めるとともに、障害や障害者に関する理解を深める訓練を実施します。

成果指標【現状（令和4《2022》年度実績）】	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
訓練参加者(障害者に対応する訓練の参加者)を対象にアンケートを実施し、障害及び障害者への理解度調査【98%】	90%	90%	90%
各区避難所運営訓練への障害者の参加者数【3人】	30人	30人	30人

総合振興計画関連事業：10-1-2-05



○ 医療的ケア児支援法（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律）

令和3年6月成立、9月施行。医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生子、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としている。

○ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

（障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律）

令和4年5月に成立、施行。全ての障害のある人々が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができることが極めて重要であることに鑑み、障害のある人々による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進して共生社会の実現に資することを目的としている。

